

令和元年第2回美幌町議会臨時会会議録

令和元年5月10日 開会

令和元年5月10日 閉会

令和元年5月10日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定について
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 選挙第 2 号 議長の選挙について
日程第 4 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 5 選挙第 3 号 副議長の選挙について
日程第 6 議席の指定について
日程第 7 選任第 2 号 常任委員の選任について
日程第 8 選任第 3 号 議会運営委員の選任について
日程第 9 選挙第 4 号 美幌・津別広域事務組合議会議員の選挙について
日程第 10 町長就任宣誓
(所信表明)
日程第 11 承認第 2 号 専決処分の承認について〔美幌町税条例等の一部を改正する
条例制定〕
日程第 12 承認第 3 号 専決処分の承認について〔美幌町介護保険条例の一部を改正
する条例制定〕
日程第 13 承認第 4 号 専決処分の承認について〔平成 30 年度美幌町一般会計補正
予算(第 12 号)〕
日程第 14 承認第 5 号 専決処分の承認について〔平成 30 年度美幌町国民健康保険
特別会計補正予算(第 5 号)〕
日程第 15 承認第 6 号 専決処分の承認について〔平成 30 年度美幌町介護保険特別
会計補正予算(第 5 号)〕
日程第 16 承認第 7 号 専決処分の承認について〔平成 30 年度美幌町公共下水道特
別会計補正予算(第 5 号)〕
日程第 17 承認第 8 号 専決処分の承認について〔平成 30 年度美幌町個別排水処理
特別会計補正予算(第 4 号)〕
日程第 18 承認第 9 号 専決処分の承認について〔平成 31 年度美幌町水道事業会計
補正予算(第 1 号)〕
日程第 19 同意第 3 号 監査委員の選任について
日程第 20 同意第 4 号 監査委員の選任について
日程第 21 議案第 25 号 動産の取得について(ロータリ除雪車)
日程第 22 議案第 26 号 美幌町税条例の一部を改正する条例制定について
日程第 23 議案第 27 号 平成 31 年度美幌町一般会計補正予算(第 1 号)について
追加日程第 1 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 番 戸 澤 義 典 君 | 2 番 稲 垣 淳 一 君 |
| 3 番 大 江 道 男 君 | 4 番 高 橋 秀 明 君 |
| 5 番 木 村 利 昭 君 | 6 番 伊 藤 伸 司 君 |
| 7 番 馬 場 博 美 君 | 8 番 古 舘 繁 夫 君 |
| 9 番 藤 原 公 一 君 | 10 番 坂 田 美 栄 子 君 |

副議長 11番 岡本美代子君 12番 上杉晃央君
13番 松浦和浩君 議長 14番 大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	平野浩司君	教育委員会 教育長職務代理者	加藤哲彦君
農業委員会 会長	鈴木幸往君	選挙管理委員会 委員長	松本光伸君
監査委員	高木清君		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島学君
民生部長	高崎利明君	経済部長	矢萩浩君
建設水道部長	石澤憲君	病院事務長	但馬憲司君
事務連絡室長	志賀寿君	会計管理者	武田孝司君
総務主幹	小室保男君	庁舎建設主幹	遠國求君
防災危機管理主幹	河端勲君	まちづくり主幹	田中三智雄君
政策主幹	小室秀隆君	財務主幹	中尾亘君
契約財産主幹	大場正規君	税務主幹	関弘法君
環境生活主幹	渡辺靖行君	児童支援主幹	多田敏明君
福祉主幹	遠藤明君	健康推進主幹	大場圭子君
農政主幹	佐々木斉君	みらい農業センター主幹	午来博君
商工主幹	後藤秀人君	観光主幹	那須清二君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	中沢浩喜君
建築主幹	西俊男君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	菅敏郎君	地域医療連携主幹	高山吉春君
事務連絡室次長	川口真人君	教育部長	田村圭一君
学校教育主幹	以頭隆志君	学校給食主幹	斉藤浩司君
社会教育主幹	露口哲也君	スポーツ振興主幹	浅野謙司君
博物館主幹	鬼丸和幸君	農業委員会事務局長	酒井祐二君
選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷川明弘君		

○議会事務局出席者

事務局長	藤原豪二君	次長	佐藤和恵君
議事係長	橋本勝君	議事係	新田麻美君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○臨時議長（大江道男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第2回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（大江道男君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（大江道男君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番岡本美代子さん、13番坂田美栄子さんを指名いたします。

◎日程第3 選挙第2号

○臨時議長（大江道男君） 日程第3 選挙第2号議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大江道男君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大江道男君） 異議なしと認

めます。

したがって、臨時議長において指名することに決定しました。

議長に、大原昇さんを指名します。

お諮りします。

ただいま、臨時議長が指名しました大原昇さんを議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大江道男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大原昇さんが、議長に当選されました。

ただいま議長に当選された大原昇さんが議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました大原昇さんから発言を求められておりますので、これを許します。

大原昇さん、登壇願います。

○議長（大原 昇君） 〔登壇〕 ただいま皆様の推選により、議長を拝命いたしました大原でございます。

皆様の推選、私のほか13名の推選ということで、本当に荷が重いという思いであります。

私は、4年前にも議長を拝命いたしましたけれども、そのときには、議会改革ということをお願いして、就任させていただきました。

私は、この4年間のうちに、その議会改革が全て終わったというふうには思っておりません。

また皆様に議長としてお願いするときに、この議会改革を私はまた打ち立てたところであります。

今まで議会は、町民を待つ議会でありました。それでは町民の意見を本当に反映できるのかという思いは、じくじたるものがありました。その中で、今度は攻めの議会、町民に対して自分たちから足を運ん

で、町民の意見を酌み取り、そして、それを議会の中に反映しようというような思いが私の中にずっとありましたので、それを皆様に伝えたところであります。

町民の意見をどのようにして、今度この議会に反映するのか。これは、議会だけの問題ではありません。行政側にもこれをお願いをして、私たちが町民からいろんな意見を負託したところを、行政側と一生懸命何度も何度もお話をしながら、町のため、町民のために最善を尽くす方法、そして、よりよいまちをつくるための議論、これを重ねなければ、やはり行政側にしても、私たち議員にしても、向かう方向は一緒であります。町を良くしよう、町民の生活を楽にしようというような思いがたくさんあると思います。

そこで、私は町民と、そして、行政との対話、これをもっともっと深く深くやっついこうという思いで、今回、議長に臨ませていただきました。

皆様のお力をかりなければ、私ひとりの力ではどうにもなりません。また4年間、皆様のお力をかりながら、よりよい議会、そして、よりよい町づくりに励みたいと思いますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願ひします。

○臨時議長（大江道男君） これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

大原議長、議長席にお着き願ひします。

暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第4 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承願ひします。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報のため、写真撮影を行いますので御了承願ひします。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知お願ひします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第5 選挙第3号

○議長（大原 昇君） 日程第5 選挙第3号副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

副議長に、岡本美代子さんを指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました岡本美代子さんを副議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました岡本美代子さんが、副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された岡本美代子さんが議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長に当選されました岡本美代子さんから発言を求められておりますので、これを許します。

岡本美代子さん、登壇願います。

○副議長（岡本美代子君） 〔登壇〕 副議長にさせていただきました岡本美代子です。

私は、大原議長と連携を密にし、議長を支え、副議長の責務を果たしていきたいと考えています。

まず、私は、議員一人一人の人格を尊重したいと考えています。また、議員は、選挙で戦ってこの場にいるわけなのですけれども、この場に來たからには14人が協力し合っていかなければ、美幌町議会としての役割を果たせないと思っていますので、

しっかりと14人の連携をとっていききたいというふうに考えています。

また、美幌町は自治基本条例の施行以来、私たちは、年2回の議会報告会、そして意見交換会を開催しておりますけれど、先ほど議長が言われたとおり、いまいち参加者が少ない。これをどういうふうに私たち議員の姿を直接見せることができるかということを考えてまして、私は1時間とか1時間半でなくても、30分でもいろんな現場にこちらから出向いて行って、私たちの姿を見ていただく、そして、現場からの意見を吸い上げる、こういうことが今後必要ではないかというふうに考えています。

また、議員は大変いろんな現場で、職業であったり、活躍をしている方が多いです。農業の方ですとか、工業の方ですとか。私は、そういう議員の得意分野、この辺の情報を共有していく、そして、例えば、農業でしたら、農家の方がより深い情報を持っているわけですから、私たちも一緒に共有して、みんなで課題に取り組んでいくという姿をつくらなければならないのではないかと思います。

これは、基幹産業の農業だけでなく、工業、商業、そして、福祉の分野においてもこういうことが言えるのではないかと思います。議員間の情報の共有をしっかりとやっていきたいと考えております。

また、これは対外的なことなのですが、美幌は政務活動費をいただいております。そして、いろんな勉強をする機会があります。私は、この政務活動費というものを町村議会にもっと広めていきたいと思っていますし、また、公職選挙法では、私たち町村議員は、費用は一切自分たちで出している。一切賄っている。こういうことにも機会がありましたら、私はもっと踏み込んでいきたいなというふうに考えております。

4年間、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 資料配付のため、
暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続
き、会議を開きます。

◎日程第6 議席の指定について

○議長（大原 昇君） 日程第6 議席の
指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定に
より、議長において指定します。

各議員の氏名とその議席番号は、お手元
に配付しました議席表のとおり指定しま
す。

それぞれ、ただいま指定の議席に移動願
います。

暫時休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続
き、会議を開きます。

◎日程第7 選任第2号

○議長（大原 昇君） 日程第7 選任第
2号常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例
第7条第2項の規定により、総務文教厚生
常任委員に、1番戸澤義典さん、3番大江
道男さん、5番木村利昭さん、7番馬場博
美さん、9番藤原公一さん、11番岡本美
代子さん、12番上杉晃央さん。

経済建設常任委員に、2番稲垣淳一さ
ん、4番高橋秀明さん、6番伊藤伸司さ
ん、8番古舘繁夫さん、10番坂田美栄子
さん、13番松浦和浩さん、14番大原
昇、以上のとおり指名したいと思いま
すが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めま
す。

したがって、ただいま指名しましたとお
り、常任委員に選任することに決定しまし
た。

暫時休憩します。

次に、議長の常任委員の辞任の件を議題
としますので、副議長と交代します。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

○副議長（岡本美代子君） 休憩前に引き
続き、会議を開きます。

◎議長の常任委員辞任について

ただいま、経済建設常任委員に選任され
ました議長から常任委員を辞任したい旨の
申し出があります。

議長はその職責上、どの委員会にも出席
する権限を有しているほか、可否同数の際
における裁決権など議長固有の権限を考慮
するとき、一の委員会に委員として所属す
ることは適当でなく、また、行政実例にお
いても議長の辞任を認めているところでも
ありますので、経済建設常任委員を辞任し
たいとするものです。

お諮りします。

辞任について許可することに御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 異議なしと認
めます。

したがって、議長の経済建設常任委員の
辞任については、許可することに決定しま
した。

暫時休憩いたします。

再開は、10時50分といたします。

午前10時22分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続
き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

総務文教厚生常任委員会の委員長に戸澤義典さん、副委員長に馬場博美さん。

経済建設常任委員会の委員長に松浦和浩さん、副委員長に稲垣淳一さん、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第 8 選任第 3 号

○議長（大原 昇君） 日程第 8 選任第 3 号議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、2 番稲垣淳一さん、4 番高橋秀明さん、5 番木村利昭さん、11 番岡本美代子さん、12 番上杉晃央さん、以上のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長の互選をお願いいたします。

再開は、11 時 10 分をめぐるといたします。

午前 10 時 52 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に上杉晃央さん、副委員長に高橋秀明さん、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第 9 選挙第 4 号

○議長（大原 昇君） 日程第 9 選挙第 4 号美幌・津別広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

美幌・津別広域事務組合議会議員に、1 番戸澤義典さん、3 番大江道男さん、4 番高橋秀明さん、7 番馬場博美さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました 4 人の方を、美幌・津別広域事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました1番戸澤義典さん、3番大江道男さん、4番高橋秀明さん、7番馬場博美さんが、美幌・津別広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された4人の方が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎日程第10 町長就任宣誓

○議長（大原 昇君） 日程第10 町長就任宣誓。

去る5月1日に、美幌町長に就任された平野町長から美幌町自治基本条例第34条の規定により、就任時の宣誓をしたい旨の申し入れがありましたので、これを許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 宣誓。

私は、町長の就任に当たり、町民の皆さんの信託を受けたみずからの地位の重さを深く認識し、地方自治の本旨に基づき住民の福祉の増進に努めるとともに、美幌町自治基本条例の基本理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を遂行することをここに誓います。

令和元年5月10日、北海道美幌町長平野浩司。

◎所信表明及び提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から所信表明及び本臨時会に提案している案件の概要説明をしたいとの申し入れがありますので、これを許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 令和元年第2回美幌町議会臨時会の開会に当たり、私にとりましては、初めての町議会となりますので、町政に対する私の所信の一端を述べさせていただき、議員各位並びに

町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、去る4月21日に執行されました美幌町長選挙におきまして、多くの町民の皆様のお支えをいただき、当選の栄に浴することができました。

今後4年間、美幌町政のかじ取りを担うこととなりますが、5月7日の初登庁以来、その職責の重さを実感しているところでございます。

平成から令和へと元号は変わり、今まさに時代が大きく変化しようとする中、人口の減少と少子化・高齢化の進展を背景として、私たちのふるさと美幌も大きな転換期を迎えています。

明治20年に戸長役場が開場され、美幌町の自治行政が歩みを始めてから130年余りとなりますが、この間、町政の運営に御尽力をいただきました歴代の町長や議会議員各位、今日の礎を築かれた各界、各方面にわたる諸先輩の方々、多くの町民の皆様のお支えと御苦勞に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

私は縁あって美幌町に移り住んで40年になりますが、これまで多くの方々とのすてきな出会いがあり、今日に至るまで充実した日々を過ごしてまいりました。その出会いが、全ての日々が、私にとって何物にもかえがたい宝となっております。

ふるさと美幌は、生まれ育った人はもとより、ここに移り住んだ人、ここで働く人や学ぶ人、そして、遠くから応援して下さる人、美幌町にかかわりのある全ての人々の思いによって支えられ、成り立っています。

このまちの未来を展望したとき、人口の減少と少子化・高齢化の進展を避けて通ることはできませんが、どのような課題や問題があろうとも、ふるさと美幌に思いを寄せる人々の力を結集することで、必ずや美幌の未来を切り開くことができるものと私は信じております。

そのためにも、「美幌の活力を高め、次代につなげるまちづくり」をスローガンに、町民の皆様と同じ目線で話し合い、真摯に向き合うことで、産業の活力、人の活力、地域の活力を高めて、先人が築き上げた誇りある美幌町をしっかりと次代につなげていくための人財を育ててまいります。

具体的には、三つのまちづくりの柱、10の基本目標に沿って取り組んでまいります。ここで、改めて町民の皆様にお約束した項目を述べさせていただきます。

活力あるまちづくり。

人口減少社会への挑戦、夢を持てる、夢が実るまちに、美幌経済が好転するまちに、美幌の「美」を守るまちに。

次代につなげるまちづくり。

「安心して子育てできる」支援の強化、ふるさと教育の推進、地域包括ケアシステムの深化。

安全・安心なまちづくり。

地域を安全、安心、災害に強いまち、地域の安心、暮らしを守る自衛隊、広域連携の推進、以上が、町民の皆様とお約束した項目になりますが、私の任期は4年間あります。これらの実現に向けて、これまでの行政経験を生かしながら、町民の皆様の視点で考え、十分に話し合い、美幌の将来を見据えたまちづくりに全力を尽くしてまいります。決意でございます。

これからの町政を進める上で、所信の一端を申し上げましたが、全てが一朝一夕にできるものとは、もとより思っておりません。私自身に足らざる点が多いことを自覚しつつ、関係各位の御指導、御鞭撻をいただきながら、限られた予算の中で、町民の皆様の願いをできる限り形にして、そのニーズに応えていくことが私に与えられた使命であると考えております。

1万9,000人余りが乗船した美幌丸は、令和という名の大海原へ出航します。今後4年間におきましては、乗客となる町民の皆様に安全・安心な航海を基本とし

て、満足いただけるサービスを的確に提供するとともに、皆様をそれぞれの目的地へ元気にお連れできるよう最大の努力を積み重ねてまいります。

美幌丸の針路や速度に誤りが生じることのないように、あらゆる情報を収集し、乗客となる町民の皆様と協議の上に判断する一方で、必要があれば、スピード感をもって、大胆に判断できる船長として、美幌丸のかじ取りを担っていく覚悟でございます。

どうか、私の決意と覚悟をお酌み取りいただき、議員各位並びに町民の皆様におかれましては、今後の町政運営に対しまして御理解と御協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。私の所信表明いたします。

次に、本臨時会に御提案いたします議案等につきまして、御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

美幌町税条例等の一部を改正する条例制定については、地方税法等の一部改正に伴い、平成31年度町税課税のため急を要したこと。

美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成31年度保険料の減額賦課のため急を要したこと。

平成30年度美幌町一般会計補正予算（第12号）については、起債事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

平成30年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、療養給付費負担金の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

平成30年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第5号）については、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

平成30年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第5号）については、建設事業費

の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

平成30年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）については、維持管理事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

平成31年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）については、水道開栓業務に伴う浸水被害に対する損害賠償金の概算払いのため急を要したこと。

以上の理由により、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

人事案件について。

同意第3号については、議会議員から選任しております監査委員古舘繁夫氏は、本年4月30日をもって任期満了となりましたので、その後任について御同意を賜りたいのであります。

同意第4号につきましては、監査委員高木清氏は、本年6月22日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

動産の取得について。

議案第25号ロータリ除雪車2台については、北海道市町村備荒資金組合から随意契約により取得しようとするもので、議決をいただきたいのであります。

条例改正について。

議案第26号美幌町税条例の一部を改正する条例制定については、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

補正予算について。

平成31年度美幌町一般会計補正予算（第1号）については、次世代育成支援推進事業費として、1億8,416万6,000円、プレミアム付商品券事業費として、1億3,325万5,000円、その他、自治会連合会コミュニティ助成事業、地域イベント助成事業に係る補助金の増額を行お

うとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は13時といたします。

午前11時28分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 承認第2号

○議長（大原 昇君） 日程第11 承認第2号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案の9ページになります。

承認第2号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

10ページ、専決処分書になります。

美幌町税条例等の一部を改正する条例制定について、平成31年度町税課税のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日が、平成31年3月29日でございます。

専決の内容について、11ページになります。

美幌町税条例等の一部を改正する条例制定について。

美幌町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

資料1、承認第2号関係。

美幌町税条例等の一部を改正する条例制定でございます。

改正目的は、地方税法等の一部改正によるものでございます。

改正内容につきましては、まず1点目、個人町民税、法人町民税でございます。

(1)につきましては、個人住民税に係る住宅ローン控除の拡充で、消費税が10%の住宅を取得し、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に、居住の用に供した場合の控除期間を現行の10年間からさらに3年間延長を図るものでございます。

また、延長期間に所得税から控除し切れなかった額について、現制度と同じく控除限度額の範囲内において、個人住民税から控除をするものでございます。

(2)は、平成31年度分以降も個人住民税について、納税通知書が送達されるまでに住宅ローン控除の申告が適用要件とされていたものを、納税通知書送達後に申告をされた場合にあっては、住宅ローン控除について適用とする改正を行うものでございます。

(3)、法人町民税についてであります。

平成30年度の税制改正におきまして、資本金が1億円を超えます大法人に対する電子申告が義務化されました。しかし、さまざまな要因により電子申告が困難と認められる場合があるため、電子申告の義務化に対します例外規定措置を講じるものでございます。

次に、2、国民健康保険税でございます。

(1)につきましては、課税限度額の改正で、基礎課税額の上限を現行の58万円から61万円に引き上げを行うものでござ

います。

(2)は、軽減措置の改正で、5割軽減対象世帯の軽減判定所得におきまして、被保険者に乗じる金額を、現行の27万5,000円から28万円に引き上げるもの、あわせて、2割軽減対象世帯の軽減判定所得におきまして、被保険者に乗じる金額を、現行の50万円から51万円に引き上げを行うものでございます。

3のその他につきましては、税法の改正に伴いまして、関係字句等の整理を行うものでございます。

なお、参考資料2ページから18ページに改正に係ります新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大原 昇君) 質疑なしと認めます。

これから、承認第2号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(大原 昇君) 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第12 承認第3号

○議長(大原 昇君) 日程第12 承認第3号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長(高崎利明君) 議案の18ページをお開き願います。

承認第3号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

19ページをお開き願います。

専決処分書。

美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、平成31年度保険料減額賦課のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成31年3月29日でございます。

20ページになります。

美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の19ページをお開き願います。

資料2、承認第3号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。介護保険法施行令の改正により、本年10月からの消費税率引き上げに伴う保険料軽減措置の拡充のため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、町民税非課税者である第1段階から第3段階の区分について、年間5万7,600円の基準額に対して軽減を行うもので、第1段階の負担割合を改正前の0.45から0.375とし、年間保険料を2万5,900円から2万1,600円に、第2段階の負担割合を0.75から0.625とし、年間保険料を4万3,200円から3万6,000円に、第3段階の負担割合を0.75から0.725とし、年間保険料を4万3,200円から4万1,700円に軽減するものでございます。

新旧対照表は、20ページでございます。

根拠法令等は、介護保険法施行令で、施行日は、平成31年4月1日であります。

以上、御説明いたしました。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第3号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第13 承認第4号

○議長（大原 昇君） 日程第13 承認第4号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案の21ページになります。

承認第4号専決処分の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

22ページ、専決処分書でございます。

平成30年度美幌町一般会計補正予算（第12号）について、起債事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定によ

り、別紙のとおり専決処分を行うものでございます。

専決日につきましては、平成31年3月29日でございます。

専決内容について御説明申し上げますので、24ページをお開きいただきたいというふうに思います。

平成30年度美幌町一般会計補正予算(第12号)について御説明を申し上げます。

平成30年度美幌町の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、起債事業の確定とあわせまして、年度末における額の確定などによる整理を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,632万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ107億9,782万6,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更及び追加は、第2表、地方債補正により御説明申し上げますので、29ページをお開きいただきたいとしたいと思います。

第2表、地方債補正でございます。

三つ目の豊栄地区営農用水維持管理事業につきましては、事業が起債対象となったことから、580万円を新たに追加するものでございます。

そのほかの5事業につきましては、事業費確定により限度額の変更を行おうとするものでございます。

これによりまして、平成30年度起債額は、10億2,526万3,000円となります。

次に、歳出について御説明を申し上げますので、45ページ、46ページをお開き

いただきたいと思います。

3、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費の4目財産管理費でございます。

説明欄の2、庁舎改築等事業費、積立金2億5,000万円の増につきましては、令和3年の完成予定を目指しております役場庁舎建設のため、今補正の余剰財源の一部を役場庁舎改築基金に積み立てを図ろうとするものでございます。

これによりまして、平成30年度末残高については、10億1,605万円となっております。

なお、今補正に係ります各種基金の平成30年度末予定残高を参考資料の21ページに添付しておりますので、御参照いただきたいというふうに思います。

次に、7目の交通安全費でございます。

交通安全対策推進事業費、高齢者等運転免許自主返納報償30万円の減でございます。

これにつきましては、当初120名を見込んでおりましたが、実績で105名となったことに伴います減額でございます。

その下の積立金500万円の増につきましては、今補正の余剰財源の一部を交通安全推進を図るため、交通安全推進基金に積み立てを図るものでございます。

次に、8目の住民活動推進費、住民活動推進事業費の業務等委託料、防犯灯等支柱設置・撤去業務委託料340万9,000円の減でございますが、当初100本を見込んでおりましたが、実績で59本となったことに伴います減額の補正でございます。

次に、48ページをお願いいたします。

9目の財政調整等基金費でございます。

積立金1億1,672万1,000円の増につきましては、3月11日に株式会社中神土木様から防災事業へ役立ててほしいと100万円の御寄附を、また、1月25日に匿名の方から1万円を、3月19日に報徳の大屋委代様から1万円を、それぞれ図

書館蔵書に役立ててほしいとの御寄附があった寄附金総額102万円と今補正の剰余金の一部570万1,000円と合わせて672万1,000円を財政調整基金に積み立てを行おうとするものでございます。

また、同じく今補正の余剰財源の一部でございます1億1,000万円を財政運営計画に基づきまして、減債基金に積み立てを行うものでございます。

次に、50ページをお願いいたします。

民生費でございます。

3目の高齢者福祉費、高齢者福祉推進事業費、補助金でございます。

二つ目の介護従事者資格取得支援事業補助金、155万3,000円の減額につきましては、介護人材不足を解消するため、必要な資格取得に対し補助するものでございますが、この中で、初任者研修、当初10名を見込んでおりましたが、実績で5名、また、同じく実務者研修、10名を見込んでおりましたが、実績2名となったことによります減額の補正でございます。

その他につきましては、執行残の整理を図るものでございます。

次に、52ページになります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の1、児童福祉事務費の負担金、子どものための教育・保育給付費負担金4,115万4,000円の減額につきましては、これは施設給付費でございますけれども、まず、藤幼稚園で約2,600万円の減額、それから、大谷幼稚園で約1,300万円の減額が主な要因でございます。

次に、54ページになります。

4款衛生費の1目保健衛生総務費でございます。

補助金で、医療従事者就業支援補助金65万円の減額につきましては、まず、就業支援補助30名を見込んでおりましたが、実績で23名、住宅準備補助については7名を見込んでおりましたが、実績5名、この減によります減額の補正でございます。

次に、2目予防費でございます。

3の母子保健事業費の業務等委託料、妊婦一般健康診査委託料157万円の減につきましては、当初130名を予定しておりましたが、実績として93名となったことによります減でございます。

次に、補助金の1番下でございます。

特定不妊治療費補助金63万9,000円の減額でございます。これにつきましては、当初15件で1件当たりの単価を15万円ということで予定をしておりましたが、実績で件数は17件でございますけれども、1件当たりの単価が9万4,737円となったことによります減額でございます。

次の56ページは、年度末におけます整理でございますので、58ページをお開きいただきたいと思っております。

58ページの6款農林水産業費、2項林業費の1目林業総務費でございます。

林業推進事業費の補助金、町産材活用促進事業補助金1,120万円の減につきましては、当初15棟で275立米を見込んでおりましたが、実績で8棟の149立米となったことによります減額の補正でございます。

それから一つ飛びまして、積立金9万円の増額につきましては、4町で構成いたします北海道森林バイオマス吸収量活用促進協議会が実施しておりますカーボンオフセット事業の平成30年度分の交付金を未来への森林づくり基金へ積み立てを図るものでございます。

次に、60ページをお願いいたします。

7款商工費の1項商工費、2目商工業振興費でございます。

商工業活性化促進事業、補助金の店舗リフォーム促進支援事業補助金321万9,000円の減額につきましては、当初15件の見込みでございましたけれども、実績として14件ということになって、1件当たりの単価も落ちたことによります減額でござ

ございます。

それから、その下の空き店舗活用事業補助金48万円の減額につきましては、新規2件分を見込んでおりましたが、実績がなかったことによります48万円の減額でございます。

続きまして、8款土木費、2項道路橋梁費の2目道路橋梁維持費の3、除雪対策事業費の減、2,831万2,000円の減でございますけれども、これにつきましては、一斉除雪を当初7回で予算計上しておりましたが、実績で6回、また、降雪量が少なかったことから排雪作業等の減によるものでございます。

次に、62ページでございます。

62ページと64ページにつきましては、執行残の整理を図るものでございますので、66ページをお願いいたします。

10款教育費の4項社会教育費、2目社会教育振興費の芸術文化振興事業費、積立金500万円につきましては、今補正の余剰財源の一部を芸術文化振興基金に積み立てを行うものでございます。

以降につきましては、執行残の整理を図るものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、33ページ、34ページにお戻りいただきたいと思っております。

2の歳入についてでございます。

1款町税、1項町民税の個人町民税現年課税分2,375万5,000円の増につきましては、主に給与所得の伸びによるものでございます。

その下の法人現年課税分1,241万7,000円につきましては、建設事業等の税割額の伸びによります増額でございます。

2項固定資産税につきましては、2,629万8,000円の主な増につきましては、償却資産でございます。

それから、2款地方譲与税から36ページの7款自動車取得税交付金までにつきましては、交付額の確定に伴います増減でござ

います。

次に、36ページの10款地方交付税でございます。

1億5,722万5,000円の増でございますけれども、これにつきましては、普通交付税が36億7,569万1,000円、そして、特別交付税が3億6,158万7,000円で確定したことに伴います増額の補正でございます。

次に、38ページをお願いいたします。

13款の使用料及び手数料につきましては、利用者数等の確定に伴います整理を行うものでございます。

それから、14款国庫支出金と次のページ15款道支出金につきましては、それぞれの事業費等の確定に伴います増減でございます。

次に、42ページになります。

16款財産収入の2目利子及び配当金、森林組合出資配当金100万円の増額でございますけれども、これにつきましては、町の出資金2,500万円に対します4%の配当がなされたものでございます。

それから、18款繰入金の財政調整基金、7,225万4,000円の減額につきましては、今補正の財源調整を図るものでございます。

その他の基金につきましては、対象事業費の確定に伴います整理を行うものでございます。

次に、44ページになります。

20款諸収入の5項雑入、5目雑入でございます。

説明欄の上から四つ目、物品等売払の増、105万円につきましては、リサイクル品、鉄くず等の売り払い増によるものでございます。

それから、その下の公有物件災害等共済金の増、79万7,000円につきましては、南団地5号棟402号の火災災害共済金でございます。

二つ飛びまして、施設研修費用代の増、

46万2,000円につきましては、エコハウスの研修費用の増でございます。

それから1番下、森林組合事業割配当金122万1,000円の増につきましては、森林組合委託事業費の10%相当額の配当金でございます。

以上、御説明を申し上げます。

よろしく願いをいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 1点お聞きしたいと思います。

54ページ、衛生費の母子保健事業費の減なのですが、特定不妊治療費補助金の63万9,000円の減なのですが、これは町単独の不妊治療に対する助成かと思われま。

先ほどの説明では、15件の補助金申請があつて、実際は17件、15件の予定が17件にふえたけれども、単価が低くなったというふうな説明だったので、例えば、これはすぐ実績の出るものではないかもしれませんが、実績があればお聞かせ願いたいのと、それから、これは町内でもできる治療があるというような話を前に聞いたことがあるのですが、これは町外で治療を受けたものなのか、その辺のところをもう少し詳しく教えていただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（大場圭子君） ただいまの御質問にお答えします。

特定不妊治療費のことですけれども、実数としては8件で、延べ件数としては16件の申請となっています。失礼いたしました、17件ということになります。そのうち、妊娠されたということで届け出された方は、4件いらっしゃるということで把握しております。

治療の医療機関のことですけれども、全て札幌、北見ということで、町外の医療機

関で治療されている方となります。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 治療先は全て札幌ということなのですが、難しいのでなかなか地元ではということもないかもしれませんけれど、地元でも男性に対する治療などはできるということで、もうちょっとそういうことを周知していただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今回、町のほうで平成30年度から取り組みましたこの特定不妊治療費の補助につきましては、基本的には道の補助事業の上乗せという形でございます。治療できるのは札幌だけではなくて、北見市内でもできるのと、男性の治療も対象となっております。道のほうの補助対象となった部分のさらに不足分、個人分を町のほうで補助するという形で、基本的にはほとんどの場合が道の補助で、自己負担分が町の補助で全額補助できるような形で、実際の対象者の負担軽減につながっているということでございますので、御理解いただきたいというふうに思ひます。

また、この周知につきましても、それぞれ保健所等も含めまして、町のほうも対象者に対して補助金の申請漏れがないような形での周知をさせていただいておりますので、その辺もよろしく願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 今の部長の説明では、これは町の上乗せではなく、道の補助でほとんどがまかなえているというような説明ではないのでしょうか。

私は、町単独でその上乗せをしてほしいというようなことで、前に一般質問したりしましたので、そのことに対するこの上乗

せ分なのかなと思ったのですが、その辺を誤解していますか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 説明が足りませんでした。かかった治療費で、道の補助対象が、例えば、初診の場合、30万円とか15万円とあるのですけれども、1回平均30万円から40万円近い医療費がかかっておりますので、道の補助を受けても、なおかつ個人負担が出ますので、その分につきまして町の単独で補助しているものでございますので、御理解願いたいというふうに思います。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 議案書の46ページです。

住民活動推進事業費の減というところで、防犯灯等支柱設置・撤去業務委託料の当初100本を予定したのが59本だったということで説明を受けましたが、これはLED化の話なのかと思うのですけれども、そうなった場合、自治会のほうからこの場所は撤去してくれ、あるいは、ここはふやしてくれという要望がいろいろあると思うのです。それが全て網羅されてこの本数になったのか、あるいは、まだやり残した部分があるのかどうかの部分についてお聞きします。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（田中三智雄君） 今の御質問でありますけれども、やり残した分はありません。全て処理した分で、この最終的な件数となっております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） それでは、自治会等から要望が出てきたことは全部やっとなし、例えば、今後出てくる可能性もあると思うのですけれども、それは新たに予算化されているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（田中三智雄君） 今御質問のあったとおり、御指摘のとおり予算化しております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 58ページの林業費のところの木質ペレットストーブ購入補助金200万円ですけれども、このペレットストーブも大分早くから取り組まれているのですけれども、町民の方々の利用促進がなかなか進んでいない状況ではないかというふうに理解をしているところなのですけれども、せっかくこのように取り組まれているのであれば、使いやすい状況と町民がもう少し関心の持てるストーブに改良するという考え方があれば、もう少し利用促進ができるのではないかという思いがあるのですけれども、このことについて、具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいまの木質ペレットストーブの補助金の件でございますが、当初予算10台で見ていたものが、実際は5台ということで、半分の執行という状況でございます。

また、このペレットストーブにつきましては、灯油の単価だとか、そういったものの単価の増減によっても多少は増減の可能性もございます。

その中で、やはり低酸素なまちづくりだとか、非常に環境に優しいということで、根強い人気もありますけれども、なお一層使いやすいような制度、情報の周知もしておりますけれども、なお一層使いやすいような形になるよう事業者さんや、実際のユーザー等の意見も聞きながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 利用促進という意味では、使いやすいということで、これから灯油がまだまだ高くなる可能性がないわけではないかなというふうに思うのですけれど、やはりせっかく進めるのであれば、もう少し町民の人たちが使いやすい、そういうものに特化していく必要があるのではないかと、せっかく、毎年、毎年こうやって予算を計上しているのですから、そういう意味では、もう少し研究する必要があるのではないかと、あと、ストーブの材料を購入しやすい制度にするとか、方法はもう少し考えられるのではないかと思いますので、これからの課題として取り組むべきというふうに思っていますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第4号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第14 承認第5号

○議長（大原 昇君） 日程第14 承認第5号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の69ページをお開き願います。

承認第5号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によ

り、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

70ページでございます。

専決処分書。

平成30年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、療養給付費負担金の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成31年3月29日でございます。

72ページをお開き願います。

平成30年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

平成30年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億276万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,808万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

今回、専決処分いたしました補正予算につきましては、保険給付費の実績を見込み、減額補正を行ったものでございます。

歳出から御説明いたしますので、81、82ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費、1項療養諸費、8,557万3,000円の減額と、その下の2項高額療養費、1,718万7,000円の減額につきましては、それぞれ一般被保険者及び退職被保険者等への保険給付費の実績見込み額の減少によるものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、79、80ページをお開き願います。

2、歳入。

2款道支出金、1項道負担金、1億27

6万円の減額につきましては、保険給付費の減額に伴う保険給付費等普通交付金の減額でございます。

以上、御説明いたしました。

御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第5号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第15 承認第6号

○議長（大原 昇君） 日程第15 承認第6号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の83ページをお開き願います。

承認第6号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

84ページでございます。

専決処分書。

平成30年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分す

る。

専決日につきましては、平成31年3月29日でございます。

86ページをお開き願います。

平成30年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第5号）。

平成30年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,090万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,370万7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

今回、専決処分いたしました補正予算につきましては、介護サービス給付費及び国庫支出金の確定に伴い、保険料、その他の費用の実績を見込み減額補正を行ったものでございます。

歳出から御説明いたしますので、97、98ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費につきましては、職員時間外手当等の実績に基づく減額でございます。

その下の3項介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会運営事務費及び介護認定調査事務費とも実績に基づく減額でございます。

2款保険給付費につきましても、1項介護サービス等諸費から101ページの6項その他諸費まで実績見込みによる給付費の減額でございます。

101ページの中段でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、介護予防プラン作成件数の確定に伴う委託料及び介護予防・生活支援サービスの実績見込みに伴う負担金の減額でございます。

2項包括的支援事業費・任意事業費につ

きましても、地域包括支援センター運営事業、生活支援体制整備事業、介護保険任意事業とも利用実績の確定及び見込みに伴う減額でございます。

103、104ページをお開き願います。

4款基金積立金につきましては、本補正予算の余剰金を介護保険基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、93、94ページをお開き願います。

2、歳入。

1款保険料、1項介護保険料につきましては、決算見込みにより現年度分を755万3,000円増額し、滞納繰越分を40万4,000円減額するものでございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、介護認定審査会経費の精算に伴い、津別町、大空町からの負担金を減額するものでございます。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金と、次の95、96ページの5款道支出金につきましては、それぞれ介護給付費、地域支援事業費の確定に伴う補正でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費、包括的支援事業・任意事業の実績及び事務費の確定に基づく減額補正でございます。

2項基金繰入金につきましては、介護サービス給付費の減に伴い減額するものでございます。

なお、補正後の基金残高につきましては、参考資料21ページに添付させていただいておりますが、7,899万円となります。

以上、御説明いたしました。

御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第6号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第16 承認第7号

○議長（大原 昇君） 日程第16 承認第7号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案105ページをお開き願います。

承認第7号専決処分の承認についてを御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものであります。

次のページ、106ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成30年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第5号）について、建設事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、平成31年3月29日であります。

内容につきましては、補正予算で御説明いたしますので、108ページをお開き願います。

平成30年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第5号）。

平成30年度美幌町の公共下水道特別会

計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、終末処理場水処理施設機械及び電気設備更新工事並びに終末処理場維持管理事業費の確定などによる減額補正をするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,756万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,798万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正につきましては、第2表、地方債補正で御説明申し上げますので、111ページをお開き願います。

第2表、地方債補正。

公共下水道事業であります。

対象事業費の確定によるもので、起債限度額を7,490万円から910万円減額いたしましたして、6,580万円とするものであります。

次に、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、117ページ、118ページをお開き願います。

3、歳出。

このページの公共下水道事務費は、職員3名の時間外手当の実績減、使用料収納事務委託料は、対象経費の確定による実績減、貸付金は、申し込みがなかったことによる実績減であります。

終末処理場維持管理事業費は、終末処理場の燃料費、光熱水費の実績減と、汚泥処理手数料の実績減、公共下水道管渠維持管理事業費と公共下水道建設事業費は、事業費の確定に伴う執行残による減額でございます。

次に歳入について御説明申し上げますので、115ページ、116ページにお戻り願います。

2、歳入。

このページの下水道使用料の減は、下水道使用実績に伴う減額、公共下水道事業費補助金の減は、対象事業費の確定による実績減、一般会計繰入金の減は、今回の補正に伴います財源調整としての減額、その下、雑入は、終末処理場設備更新に伴い発生した鉄くず売却額の増額、その下、公共下水道債につきましては、第2表地方債において御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第7号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第17 承認第8号

○議長（大原 昇君） 日程第17 承認第8号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案121ページをお開き願います。

承認第8号専決処分の承認についてを御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものであります。

次のページ、122ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成30年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）について、維持管理事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、平成31年3月29日であります。

内容につきましては、補正予算で御説明いたしますので、124ページをお開き願います。

平成30年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）。

平成30年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、維持管理事業費の確定による減額補正を行うものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ319万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,452万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げますので、133、134ページをお開き願います。

3、歳出。

このページ、個別排水処理施設維持管理事業費の減は、312個の個別排水処理施設維持管理事業費の確定に伴う執行残による減額であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、131、132ページにお戻り願います。

2、歳入。

このページ、一般会計繰入金は、今回の補正に伴います財源調整としての減額であります。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第8号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

◎日程第18 承認第9号

○議長（大原 昇君） 日程第18 承認第9号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の135ページをお開き願います。

承認第9号専決処分の承認についてを御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものであります。

次のページ、136ページをお開き願います。

専決処分書。

平成31年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）について、水道開栓業務に伴う浸水被害に対する損害賠償金の概算払いのため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、平成31年4月22日であります。

内容につきましては、補正予算で御説明を申し上げますので、138ページをお開き願います。

平成31年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成31年度美幌町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的支出の補正につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げますので、139、140ページをお開き願います。

1款、4項、5目その他特別損失、損害賠償金1,060万円であります。

去る本年3月28日木曜日に、東1条北3丁目ロイヤルハイム様301号室の水道開栓業務を行った際、室内の蛇口全てが開放状態になっており、その確認が不十分であったため、水が出っ放しとなり、浸水被害が発生したもので、その損害を補償するための補正であります。

ロイヤルハイムは、1階共用玄関入り口に、町が設置した電動水抜き装置と室内のドレンバルブ（水抜き）が連動している特殊な施設であり、このような装置を設置しているところは町内ではここ1件であります。

町が設置した装置であり、屋外と宅内が連動しているため、水道事業は損害賠償義務が生じるものであります。

通常の施設は、水道開栓後、メーターを見て水の動きを確認しており、今回も同様の確認をしておりました。しかし、1階共用玄関入り口にある集中検針盤では、メーターからの信号を同時に受信する仕組みではないため、磁石操作により手動で瞬時流量を確認しなければならず、この施設における開閉栓業務を行う際の留意点について、職場内の引き継ぎが徹底されていなかったことが原因と考えております。

被害箇所の早期復旧を最優先にするとと

もに、復旧工事が長期間に及ぶため、損害賠償金の概算払いが必要となったことから、今回、専決処分を行ったものであります。

今回の水道開栓業務に伴う浸水被害に対する損害賠償金について、特別損失を計上する事態を招いてしまったこと、事務の責任者として深くおわびを申し上げます。

今後このようなことのないよう異動届け出の受け付けから現地処理までの一連の業務について、再度精査を行って作業手順を徹底してまいります。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 原因が、こういう特殊な、町内に1カ所しかない集合住宅の設備であったことを、引き継ぎが徹底されていなかったということが、こういう事故が起こった原因だというふうに説明があったのですが、引き継ぎというか、実際にこの住宅が特殊だとすれば、この施設はこういう対応をするということが、引き継ぎではなくて、水道担当のほうでそういったことがきちんとファイルか何かで残っていて、全体の職員がそういうことを知っていたのかどうか、例えば、ほかの職員が行ってやっても同じことが起きたのか、その辺の状況についてどうだったのかということ、いずれにしても早期復旧対応ということを最優先していくということは大事なことです。再発防止に向けて具体的にどのような対応をされていこうとしているのか、その辺についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 本施設の施設につきましては、平成17年度に設置したものでございまして、具体的にということになりますと、ファイル等でこのよう

な施設はこのように対応するというようなことを残していなかったのが実態でございます。大変申しわけございませんでした。

今後の対応といたしましては、ファイルもそうなのですが、まずは立会での開閉栓、閉栓は別としても、開栓については立会で行う、もしくは、どうしても立会ができない場合については、装置の確認をしていただく、そのようなことを行ってまいりたいと思います。

あわせて、1カ所の施設でありますので、集中メーターには直接きませんが、磁石操作による手動で瞬時流量を現場で確認するということはもちろんでございますが、開栓に当たっては立会、あるいは、立会できない場合は、施設内の設備の徹底ということを図ってまいりたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） そうすると、平成17年ということはかなり前ですから、水道の職員の誰が行っても同じようなことが起こり得たのか、たまたま行った職員にそういうことの引き継ぎが徹底されていなかったというふうに、最初はそういう説明をしてましたけれども、要は、誰が行ってもこういう特殊な設備であったために同種の事故は起き得る状況だったのかどうか、その辺をお答えください。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 引き継ぎが徹底しておらず、誰が行っても同様のことが起こったのではなかろうかというふうに感じております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今、御説明いただきました部分で一つお伺いさせていただきます。

この開栓の作業のときというのは、どの

ような場合でも、今回の場合も含めて、作業は1人で行っているのでしょうか、複数人で行っているのでしょうか、教えてください。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 開閉栓業務につきましては、1人で実施しております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今回のこの被害額を見ると、やはり水の被害ということで、万が一かかった場合、1,060万円と結構な金額になると思うのです。

これは、1人ではなくて2人でダブルチェック等をしていれば、もしかしたら被害が起こっても最小で防げた可能性があったのかなというふうに思います。

なので、簡単な作業だったりするのかもしれませんが、やはり何かが起こったときにはこういうふうな高額な費用になる可能性があるもので、2人でダブルチェック等をするような形を考えられたらいかがかなというふうに思います。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 御意見賜りました。検討してまいりたいと思います。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） それと、損害賠償金なのですが、基本的に町で入っている保険で対応していくような形になると思うのですが、時価額を超えてしまった場合、要は、残存分を超えた場合、もしかしたら入居者、被害者の方が同じものを買えないという場合で、その分を町にさらに請求するというふうな可能性も出てくるのかなと思うのですが、私が調べましたところ、その方が個人で保険に入っていれば、その方の同意を得て、その方がいいよと言ってくれば、その保険で超えた部分を賄うことが

できるということを調べさせてもらいました。

なので、もしかしたら入居者の方、被害者の方が快くそれをいいよと言っただけならば、町としての損失ももう少し防げるのかなと思いますし、1番はやはり被害者の方にとって第一の対応をしていかななくてはならないと思いますが、そういった同意を求めて協力していただくことも可能性としてはあるのかなというふうに御意見させていただきます。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 町として損害賠償を行わなければならないものにつきましては、早期復旧と和解に向けて慎重に進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 今後の対応策として、町内に1カ所ということなので、職員は人事異動などでなかなかマニュアルというのが引き継がれないと思いますので、例えば、このメーターを新たなものにすることを検討してはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） ただいまの御質問でございますが、構造的には、一から改修するというのはかなり高額な費用になるかと思っておりますので、現状では難しいのかなと思っております。

現状の施設の中で、取り組み方法等、作業方法等を周知徹底する中で対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 今後の対応ということで、マニュアルを作成したり、それから、立会で行うというふうな考えを持っているようですけれども、やはり担当と

いうのは常に代わっていくものですし、月日がたてば、この建物もまだ何十年もここに残るものですから、私は、やはり、この場所にこういう失敗があったということや、何とというか、ぶら下げると言ったらおかしいですけど、行政でマニュアルを持つのではなくて、この場所にそういうファイルとか、目立つように誰もが今の失敗みたいなものを検針盤とか、操作盤のところに置いておくという考えはどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 御意見賜りました。オーナーさんの御協力のもと、マニュアルを本の形式がいいのか、注意のシールがいいのか、いろいろ方法があると思いますけれども、オーナーさんとも御相談をさせていただいて、対応できるかどうか検討してまいりたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第9号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は、14時20分といたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第19 同意第3号

○議長（大原 昇君） 日程第19 同意第3号監査委員の選任についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案147ページでございます。

同意第3号監査委員の選任について御説明申し上げます。

本町の監査委員古舘繁夫氏は、平成31年4月30日をもって任期満了となりましたので、次の者を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

議会議員のうちから選任する者。

氏名、古舘繁夫さん。

住所、生年月日については、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第3号監査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、提案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、提案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第20 同意第4号

○議長（大原 昇君） 日程第20 同意第4号監査委員の選任についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案148ページでございます。

同意第4号監査委員の選任について御説明を申し上げます。

本町の監査委員高木清氏は、令和元年6月22日をもって任期満了となることから、次の者を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

識見を有する者。

氏名、高木清さん。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第4号監査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、提案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、提案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第21 議案第25号

○議長（大原 昇君） 日程第21 議案第25号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の149ページをお開き願います。

動産の取得についてを御説明申し上げます。

議案第25号動産の取得について。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の22ページをお開き願います。

資料4、議案第25号関係。

動産の取得について。

ロータリ除雪車、除雪幅1.0メートル、2台の購入であります。

本車両は、歩道除雪の迅速化と従事者の負担軽減を図るため、北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡事業により、新規に2台購入するものであります。

なお、取得に当たりましては、本町において物品登録の格付があり、かつ、取得可能な6社を指名いたしまして、落札業者は、北海道川崎建機株式会社で、落札金額2,090万円、落札率は90.3%であります。

納入場所は、美幌町字報徳79番地の4。

動産の概要は、記載のとおりであります。

取得の金額は、車両本体価格2,090万円に北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で計算された利子分を加算した額となります。

取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合、組合長菊谷秀吉。

譲渡決定年月日は、組合指定日。

納入期限は、令和元年11月29日であります。

なお、北海道市町村備荒資金組合の概要につきましては、お手元に配付しております資料を御参照願います。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） お尋ねという形

の質問なのですが、今回2台買うということで、負担軽減を図るという説明を受けたのですが、今現在何台あって、負担軽減されていない機械があったとしたら、その機械をどうするのか、また、今回2台買うことによって、増量体制でいくのか、そうすると、機械を操作するのは多分美幌町の建設部の現業部となると、人件費の関係だとか、維持費もしくはそれを設置するというのですか、置いておく場所の整備だとか含めて、2台増量することで何が変わるのか詳しく説明してください。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（中沢浩喜君） 御質問の今の現状でありますけれども、まず、手押しロータリが現在4台で実施しております、町内を4地区に分けて実施しております。

一斉除雪時には、午前2時から、実際にかかるのは、正午までの約10時間を要しております、通勤時間とか、通学時間帯までには歩道の除雪が終了していないのが現状であります。

今回2台の歩道除雪用の乗用ロータリを導入することにより、降雪状況にもよりますが、予定では通勤時間、通学時間帯である午前7時までには歩道除雪が完了する予定であり、手押しロータリ除雪機の路線分をカバーすることも可能になります。

あわせて、先ほど建設水道部長のほうからも申し上げましたとおり、従事者の負担軽減を図ることとなります。

実際には、現状4台の手押し除雪機ですが、時間当たり180トンの除雪能力がありまして、今回導入する歩道除雪用の乗用除雪車につきましては450トンということで、手押しの2.5倍の除雪能力があります。

現実的には、今、約16キロメートルの歩道を4台で実施しておりますので、単純に割り返しますと、4台で10時間ですの

で、時間当たり400メートル、これで、今回2台入れることによりまして、手押し除雪機が4台で400メートルで半分の8キロメートルを実施することで、5時間でカバーできることとなり、歩道用の除雪ロータリ2台で、もう2地区を実施することによって、2.5倍ですので4時間で半分の8キロメートルをカバーすることができます。

残りの分については、2キロメートルほど乗用ロータリのほうに余力がありますので、手押しの分もカバーできることとなります。

あと、維持管理の経費につきましては、修繕等で維持管理経費は、全体の中で除雪車両の予算計上をしております。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 詳しく聞くとよくわかりました。

実際、今4台に、今度2台ですよということで、2台買うので、捨てる機械だとか、古くなる機械があるのかなと思ったのが一つだったものですから、それで、今度は4人体制から6人になるのかなと思うのですけれど、その人間はどこから持ってくるのか、最後にこれだけ。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（中沢浩喜君） 御質問の今4台の手押しロータリにつきましては、4地区のうちの2地区をカバーすることになりまして、新たに乗用ロータリのオペレーター2名については、これから早い段階で職安を通じてオペレーターの募集をしてみたいです。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第25号動産の取得につ

いてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第26号

○議長（大原 昇君） 日程第22 議案第26号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案の150ページになります。

議案第26号美幌町税条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の23ページをお開き願います。

資料5、議案第26号関係でございます。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

改正目的につきましては、地方税法等の一部改正に伴う、税条例の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容になります。

まずは、個人住民税の関係で、(1)のふるさと納税制度に係ります改正でございます。

現行におきましては、いずれの地方団体であっても、寄附金を支出すれば特例控除の対象とされていますが、改正内容では、総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で指定をする地方団体のみを特例控除対象とするものでございます。

具体的には、寄附金募集を適正に行っていること、あるいは、返礼品について取扱基準に適合するこれらの地方団体を指定をするものでございます。

この改正については、施行日が令和元年6月1日でございます。

なお、この指定は原則1年単位で行われるというふうに言われてございます。毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間ということであるというようにございまして、

なお、本年度につきましては、6月から来年9月30日までの1年4カ月ということで予定をされているところでございまして、

なお、6月1日の施行日でございますので、本年の指定につきましては、現在、5月15日に告示がされるという予定になっているところでございまして、

次に、(2)の個人住民税の非課税措置対象の改正でございます。

新たに単身児童扶養者を追加するものでございまして、単身児童扶養者の定義につきましては、ここに記載の①から③についてでございます。

施行日につきましては、令和3年1月1日となっております。

また、これにあわせて(3)の扶養親族申告書の記載事項の改正もあわせて行うものでございます。

この記載事項の改正につきましては、令和2年1月1日の施行となっております。

それから、(4)の住民税申告に係りまして記載事項の省略についてでございます。

年末調整の適用を受けた場合の住民税申告に係りまして記載事項の省略措置について、規定をしようとするものでございまして、

この(4)についても施行日につきましては、令和2年1月1日でございます。

次に、24ページの軽自動車税に係る改

正事項でございます。

消費税の引き上げにより、需要の平準化対策といたしまして、本年10月から1年間について、税率の臨時的軽減を行うということで、各税率から1%の軽減を図る改正を行うものでございます。

また、種別割のグリーン化特例につきましても、消費税率引き上げに配慮いたしまして、現行の制度を2年間延長し、平成34年度課税分からは、電気自動車などの軽減税率適用とするものでございます。

軽自動車に係ります施行日につきましては、令和元年10月1日でございます。

根拠法令につきましては、地方税法でございます。

なお、参考資料25ページから36ページに改正に係ります新旧対照表を添付をさせていただきます。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大原 昇君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第26号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(大原 昇君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第27号

○議長(大原 昇君) 日程第23 議案第27号平成31年度美幌町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案の158ページになります。

議案第27号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

平成31年度美幌町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,086万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ105億6,889万5,000円とするものとさせていただきます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正により御説明申し上げますので、161ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の地方債補正でございます。

認定こども園改築補助事業でございます。

これにつきましては、藤幼稚園の園舎改築補助金に係ります美幌町が町補助金として支出いたします6,013万6,000円についての起債でございます。

この部分6,010万円について、新たに追加をするものとさせていただきます。

次に、歳出について御説明を申し上げますので、167ページ、168ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費の5目企画費、補助金でございます。地域イベント助成事業補助金、80万円の追加でございます。

これにつきましては、商店街の青年部の方々が中心となって実行委員会が設置されまして、そこが主催をいたしますモーターショーなどのイベントが9月に実施を予定されてございます。

このイベント実施に伴います補助金で、全額地域社会振興財団の地域イベント助成によるものとさせていただきます。

次に、8目の住民活動推進費、補助金でございます。

自治会連合会コミュニティ助成事業補助金、264万6,000円でございます。

これにつきましては、宝くじの助成事業を活用いたしまして、イベント用テントの天幕71張りについて整備を図るものとさせていただきます。

事業実施主体が美幌町自治会連合会でございますが、自治会連合会とは協定書などを交わしながら、町が保有しております備品とあわせて、各団体等が利用しやすい管理を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

次に、3款民生費でございます。

1目の社会福祉総務費、プレミアム付商品券事業、総額で1億3,325万5,000円でございます。

これにつきましては、消費税、地方消費税の10%への引き上げが住民税非課税者の低所得者及び3歳未満の子供が属する世帯に対しまして消費に与える影響を緩和するとともに、地域におけます消費を喚起することを目的として行われる事業でございます。

25%相当のプレミアムをつけて商品券を販売する事業でございます。

なお、これにつきましては、全額国からの補助金で措置をされるものとさせていただきます。

なお、3月定例議会において、繰越明許費の設定をさせていただいております繰越分を含めた全体事業及び、販売根拠等について資料を配付させていただいておりますので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

次に、2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費、170ページになります。

1番上の補助金でございます。

藤幼稚園の園舎建設を平成30年度及び平成31年度の2カ年に分けて事業を実施しているものとさせていただきます。今回の補正

につきましては、平成31年度に係る補助金の補正でございます。

まず上の、認定こども園施設整備補助金、これは教育分になりますが、総額で1億2,407万5,000円でございます。

うち、道費が8,271万7,000円、町費が4,135万8,000円でございます。

その下の保育所等整備補助金、6,009万1,000円につきましては、国費が4,131万3,000円、町費が1,877万8,000円となっております。

次に、12款職員給与費でございます。

これは、プレミアム付商品券発行事業に係ります職員4名分の時間外について、財源の振りかえを行うものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、165ページ、166ページをお願いいたします。

15款の国庫支出金でございます。

国庫補助金の民生費国庫補助金、社会福祉費補助金の上、プレミアム付商品券事務費補助金につきましては、商品券発行に係ります事務費補助金として、966万7,000円、それから、その下のプレミアム付商品券事業費補助金については、商品券のプレミアム分に係る補助金が2,500万円でございます。

その下の、保育所等整備交付金、4,131万3,000円につきましては、藤幼稚園改築に係ります保育部分の補助金でございます。

また、その下の8,271万7,000円につきましては、これも藤幼稚園改築に係ります教育部分の補助金でございます。

それから、19款繰入金でございます。

財政調整基金繰入金の減ということで、123万7,000円の減額につきましては、今補正の財源調整を図るものでございます。

なお、今補正に係ります平成31年度末基金予定残高につきましては、13億8,6

84万3,000円ということで、参考資料の1番最後のページにも添付をさせていただいております。

続きまして、諸収入の雑入でございます。

まず、長寿社会づくりソフト事業費交付金、80万円につきましては、モーターショー等のイベント開催に係ります地域社会振興財団からの補助金でございます。

その下の、プレミアム付商品券販売収入、1億円につきましては、プレミアム付商品券販売見込みといたしまして、非課税世帯に係る分として、4,600人の2万円で9,200万円、子育て世帯分400人分で1人2万円として800万円、合計1億円でございます。

次に、コミュニティ助成事業補助金、250万円につきましては、テントの天幕購入に係る自治総合センター宝くじ補助金でございます。

町債につきましては、第2表で御説明を申し上げます。

以上、御説明申し上げます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） それでは、168ページの地域イベント助成事業補助金、先ほど、開催時期等についてお話がありましたが、開催場所とか、具体的にモーターショーというのはどういうことを企画されているのか、その内容をお答えいただきたいのと、次に、その下の自治会連合会コミュニティ助成事業補助金で、イベント用天幕71張り、自治会連合会が申請して、助成を受けるということですが、町で持っているイベント用のテントは、かなり数があると思うのですが、今後は、更新する際、自治会連合会とそういった団体の所有で整備をして、町が総合的に管理しながら貸し出ししていくような考え方なのか、

その点についてお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） まず、1点目の地域イベント助成事業補助金、80万円のモーターショー等の部分でございますけれども、今お聞きしている中で、実施予定日については、9月15日、日曜日を予定しているということをお聞きをしております。

会場につきましては、美幌の元航空公園の場所で開催するというところでお聞きをしております。

実施内容については、変わるかもしれないですけども、今の段階におきましては、二輪、四輪車の車の展示、部門別コンテスト、あるいは、農業機械の展示会、それから屋台等々でイベントを開催したいという形でお聞きしているところでございます。

それから、テントの購入に係る部分でございますけれども、今回補助金の中でなかなか天幕を購入する補助金が見つからなかったということがあって、自治会連合会とお話をさせていただいて、こういう形で購入をし、協力しながら、貸し出しについて支障を来さないような形で運営をしていくということで考えてございます。

今後とも、テントの更新については、その都度必要があるというふうに考えてございますので、こういうような手法についても多くなっていくのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） モーターショーの中身ですね、わかりました。

いずれにしても、モーターショーというから、私は、二輪とか、四輪、一般的な車だけかと思ったら、農業用のいろんな機械の展示もあわせてやるということで、地域創生とすごい名称がついているのですけれど、対象はもちろん美幌町民対象だと思う

のですけれど、その辺の呼びかける範囲というのは、町内限定なのか、それとも広く周辺まで呼びかけるのか、その辺がもしわかっていたら、お知らせください。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（小室秀隆君） ただいまの御質問でございますが、町内外から車の展示を行うということで、エントリーにつきましてもこれから町内外のほうに貼るといふふうにお聞きしているところでございます。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 168ページのところで、住民活動推進事業のイベント用の天幕の話なのですが、自治会連合会が中心になってということなのですが、いつもテントなどの質問をしていたのですが、買おうとしているものは、今使っている白いテントを考えているのか、それとも、今、グリーンというか、新しい形というのですか、今のどうしても支柱などがすごく重かったりして、高齢化になってきて、組み立てが女性の力ではできなかつたりする部分が往々にしてあります。

でも、いろんなイベントをテレビや何かで見ていると、高い傘のような、強度はわからないですけど、新しい形のテントがいろんなところで見受けられます。

もし、これから揃えるというのだったら、今までのことに捉われることなく、より使いやすかったり、汚れづらかったり、軽かったりとかという、そういうことも思慮して、買おうとしているのか、その辺のことがわかればお知らせください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今回、天幕71張り分について購入するのは、従来と同じ白い天幕でございます。

これは、側面などもありますので、色をそろえるということもあって、従来と同じ

白いものを購入するという事で考えてございます。

あと、議員がおっしゃいます今までと違ったテントについて、そういう声は正直初めてお聞きしたところでございますけれども、需要として、利用する団体の方たちがそういったテントをぜひともイベントの活用方法として利用していただきたいと、そろえていただきたいということであれば、検討はしていきたいというふうに考えてございます。

ただ残念ながら、声として、私どものところには届いていないというのが現状でございます。そういう要望があれば、そういう要望なりをしていただければ、検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 今の答弁を聞きますと、天幕だけということで、横幕と天幕の幕だけを買うということでしょうか。

そういうことだったら、今までは幕だけ天幕だけのを置いていくという、非常にカビたりして、本当に悪いものもたくさんありますので、それはいいかなと思いますけれども、ほかのところにイベントなどで行ったときに見ていただきたいと思います。

今、私が言ってるような軽量だけれども、本当に飛んでいきそうなものもあれば、結構大きなテントで新しいものを使っているイベントなんかがありますので、ぜひそういうところを行った先で見ただいて、これから順次買いそろえるときには、そういうことも必要ではないかなというふうに考えておりますので、ぜひ、いろいろ見てきてください。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わ

ります。

これから、議案第27号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程追加の議決

○議長（大原 昇君） 閉会中の継続調査について、総務文教厚生常任委員会、経済建設常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した印刷物のとおり申し出があります。

お諮りします。

閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに審議することに決定しました。

◎追加日程第1 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 追加日程第1 閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和元年第2回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 2時58分 閉会

美幌町議会 仮議長

議長

署名議員

署名議員